外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度	・　・	法人名		

別表八(二)
令七・四・一以後終了事業年度分

外国子会社の名称等	名称		1				
	本たる事業所又は主たる事務所	国名又は地域名	2				
		所在地	3				
	主たる事業		4				
	発行済株式等の保有割合		5	%	%	%	%
	発行済株式等の通算保有割合		6	%	%	%	%
益金不算入額等の計算	支払義務確定日		7				
	支払義務確定日までの保有期間		8				
	剰余金の配当等の額		9	(円)	(円)	(円)	(円)
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額		10	(円)	(円)	(円)	(円)
	法第23条の２第２項第１号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無		11	有・無	有・無	有・無	有・無
	益金不算入の計算の対象とならない損金算入配当等の額	法第23条の２第３項又は第４項の適用の有無	12	有・無	有・無	有・無	有・無
		損金算入配当等の額の計算対応受取配当等の額 (9)の元本である株式又は出資の総数又は総額につき外国子会社により支払われた剰余金の配当等の額	13	(円)	(円)	(円)	(円)
		(13)のうち外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額	14	(円)	(円)		
		損金算入対応受取配当等の額 (9)×(14)/(13)	15	(円)	(円)		
	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (9)又は(15)		16	(円)	(円)	(円)	(円)
	(16)に対応する外国源泉税等の額 (10)又は((10)×(14)/(13))		17	(円)	(円)	(円)	(円)
	剰余金の配当等の額に係る費用相当額 ((9)－(16))×５％		18				
	法第23条の２の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (9)－(16)－(18)		19				
	措置法第66条の８第２項又は第８項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額（別表十七(三の七)「23」＋「24」）		20				
	(16)のうち措置法第66条の８第３項又は第９項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額（別表十七(三の七)「25」）		21				
	(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (19)＋(20)＋(21)		22				
	法第39条の２の規定により損金不算入とされる外国源泉税等の額 (10)－(17)		23				
	(23)のうち措置法第66条の８第14項の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額（別表十七(三の七)「28」）		24				
	(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 (23)－(24)（マイナスの場合は０）		25				
	益金不算入とされる剰余金の配当等の額の合計 ((22)欄の合計)		26	円			
	損金不算入とされる外国源泉税等の額の合計 ((25)欄の合計)		27				

【No.67】６欄は、他の通算法人が保有する株式の数等を含めて算出し、その割合は25％以上となっていますか。
　また、租税条約で保有割合が軽減されている場合、自己が単独で保有する割合は、軽減割合以上となっていますか。

【No.68】７欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.69】８欄は、６月以上の期間となっていますか。

【No.４】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.70】27欄の金額を別表四で加算していますか。